

<論 説>

民主体制定着期の韓国における政治と市民社会(5)

Politics and Civil Society in the Consolidation of Democracy in South Korea (5)

清 水 敏 行

第4章 政党と市民社会の相互作用

第2章では概念と枠組みを示し、第3章では、それらに依拠して政府と市民団体の相互作用における融合に重点をおき、政府組織内への市民運動役職者の抱き込み (co-optation) を検討し、そのような人的融合の広がりや深まりを踏まえて国政選挙における政府と市民団体の政治的な共同事業、さらには政府内の政策過程における市民団体の参加と影響力について論じた。

このような政府・政党と市民社会との融合は、それまでの両者の競合的な関係を包み込みながら進んできたものである。競合とは、一般的には市民団体が代表民主制とは一線を画しながら、政府や政党に要求したり対抗したりする自律的な活動である。政府や政党とは一線を画し競合的な活動をする能力と資源を有するからこそ、市民団体は独自の存在理由をもちえるし、政府や政党にとって抱き込みや共同事業を進めるに値するパートナーにもなりうる。金大中政権以降における政治と市民運動の融合に向けた相互作用を明らかにするためには、融合だけではなく、競合を含む全体像を論じる必要がある。

そのために本章では、特に政党と市民社会の相互作用を取り上げ、そ

の変化を検討しながら、政府・政党・市民社会の三者の相互作用が織り成す全体像を描くことを目指したい。第1節では、政党の公職候補者補充を材料に、1987年の民主化以降、政党と市民社会の相互関係がどのように変化してきたのかを検討する。第2節では、地域対立構図に編成された政党制のもとでの政党支持を取り上げ、地域対立構図の変化の可能性について検討する。このように政党の公職候補者補充と政党支持を手がかりに、全体像の描写を進めることにしたい。

第1節 国会議員選挙における政党の候補者補充

1. 選挙参加に対する法制度

政党と市民社会の相互関係は、権威主義体制の崩壊に向けた移行と新たな民主主体制定着に向けた過程の中で変化する。市民社会における政治的・社会的に活動的な人々（以下、活動層とも呼ぶ）は制度圏政治内の政府や政党にかかわりを持ち始めるようになる一方、政党はその結びつきを通じて市民社会から公職候補者を補充するようになる。この節では、公職候補者補充の事例として、1988年、1992年、1996年、2000年、2004年の5回に及ぶ国会議員選挙を取り上げ、民主化以降の韓国における政党と市民社会の相互関係を跡付けることにしたい。

それに先立ち、煩しく見えるかもしれないが国会議員選挙にかかわる法制度が選挙参加にどのような規制を加えてきたのかを見ておくことにする。この点は、国会議員選挙の立候補状況が、市民社会と政党の相互関係の変化を確認する資料となりえるのかにかかわる問題である。結論を先取りするならば、選挙参加に対する法制度の敷居は民主化以降、低くなってきている。労働組合の政治活動に対する排除的な規制を除くならば、政党結成や立候補に対する規制は緩やかなものであり、国会議員選挙の立候補状況を政党と市民社会の相互関係を見るための資料として用いることは可能である。

表25は、国会議員選挙の参加に対する規制にかかわって、どのような法制度があるのか、その変遷をまとめたものである。1960年代から80年

代まで続く朴正熙政権・全斗煥政権の権威主義体制時代から現在の盧武鉉政権に至るまでを扱っており、これら規制の中には、政党や市民社会に抑圧的なものもあれば、特惠付与的なものもある。法制度としては名称の変更もあるが、憲法、政党法、国会議員選挙法、政治資金に関する法律、労働組合法が関連する。

朴正熙政権と全斗煥政権が選挙制度の法的枠組みを作ったのは軍政下や軍事クーデター直後のことであり、創出される新政権にとって当然に有利に働くものであった。いずれにも共通するのは、政党や無所属候補の乱立を防ぐことであった。乱立して制御不可能な状態になるよりも、ある程度の数の政党をそろえ民主的な外観を装いながらも野党を制御することを望んだと言える⁽¹⁾。その具体的な政党のあり方となると、朴正熙は政権前半期の第3共和国では二党制を指向したのに対して、強い野党の出現を恐れた全斗煥は三つないし四つの政党からなる「多党制」を指向した。

表25に見られるように、朴正熙の軍政下で整備された選挙参加の法制度は、次のような点を柱にしている。

- ①憲法では、立候補者の政党推薦（公薦）を義務化し、無所属の立候補を禁止する。
- ②政党法では、政党を中央選管の登録制として申請要件を定めることで政党乱立を防ぎ、第一野党の代表者には国が歳費を特別支給する。
- ③国会議員選挙法では、地域区は従来の小選挙区制を引き継ぎながらも、全国区だけの投票を設けず地域区の得票率に応じて議席配分する比例代表の全国区を新たに設ける。ただし全国区の議席配分では、第1党、すなわち事実上、政府与党の地域区（131議席）の得票率が50%未満の場合、全国区（44議席）の半数議席を第1党に優先的に配分し、残りの議席を第2党以下に得票率に応じて配分する。
- ④労働組合法では、労組の選挙参加を不可能にするため政治活動を禁止する。

表 25 韓国における国会議員選挙の参加にかかわる法規制の変遷 (1961年～2006年)

政権名称	林正熙政権 (1961-79)	全斗煥政権 (1981-88)	盧泰愚政権 (1988年-93年)	金泳三政権 (1993年-98年)	金大中政権 (1998年-2003年)	盧武鉉政権 (2003年-08年)
共和国名称	第3共和国	第4共和国 (維新体制)	第5共和国	第6共和国		
憲法						
政党の保護	政党に対する国家の保護条項あり (政党法の根拠規定)					
立候補の政党公認	政党公認の義務化なし					
政党法						
政党の設立要件 法定地区党数	選挙区の1以上	選挙区の2以上	選挙区の3以上	選挙区の4分の1以上	選挙区の5分の1以上	選挙区の10分の1以上
	選挙区の3分の1以上	選挙区の2分の1以上	選挙区の3分の1以上	選挙区の4分の1以上	選挙区の5分の1以上	選挙区の10分の1以上
政党の登録取り消し要件	法定要件を具備しない場合、国会議員選挙に候補者を推薦しない場合、議席を得られず有効投票数の2%以上の得票を得られなかった場合					
公職候補の推薦	<p style="text-align: center;">憲法に基づく民主的な推薦</p> <p>①民主的な推薦、②党員と非党員に投票権を付与する党内競選をすするときには党憲に基づく、③推薦する比例代表候補者の30%を女性とする、④地域区は30%を女性で推薦するよう努力する</p>					
野党第1党代表に対する手当支給	<p style="text-align: center;">手当支給の規定なし</p> <p>①党憲に基づく民主的な推薦、②無条件で自願専任した者に選考権を認める、③推薦する比例代表候補者の30%を女性とする</p>					
地域別の選挙制度	<p style="text-align: center;">国会議員選挙法</p> <p>2人区</p> <p style="text-align: center;">公職選挙法(選挙不正防止法、又は公職選挙法 (2005年8月))</p> <p style="text-align: center;">小選挙区制</p>					

政権名称	林正照政権 (1961-79)	全斗煥政権 (1981-88)	盧泰愚政権 (1988年-93年)	金泳三政権 (1993年-98年)	金大中政権 (1998年-2003年)	盧武鉉政権 (2003年-08年)
共和国名称	第3共和国	第4共和国 (維新体制)	第5共和国	第6共和国		
全国区(比例区)の選挙制度	地域区で第1位で得票した第1党の得票率が50%未満の場合、全国区の半数の議席を優先配分し、残りを第2党以下に得票率に応じ配分(得票率5%未満又は地域区3議席未満の政党は除外)	地域区で第1位で得票した第1党の半数の議席を優先配分し、残りを地域区の議席比率に応じて配分(地域区5議席は除外)	第1党が地域区議席の過半数割れの場合、比例区の半数の議席を優先配分し、残りを地域区の議席比率に応じて配分(地域区5議席未満の政党は除外)	地域区5議席以上を獲得し、かつ地域区以上の得票率に達した政党は、比例区に優先配分し、残りを地域区の議席比率に応じて配分(地域区3%以上5%未満の得票率の政党は1議席付与)	地域区5議席以上を獲得、又は比例代表選挙で3%以上の得票率を得た政党に、比例代表区の得票率に応じ配分(1人2票制)	
国会議員選挙候補登録	政党公認制及び無所属立候補禁止	政党公認制及び無所属立候補許容	政党公認制及び無所属立候補許容(500人以上700人以下の推薦状)	政党公認制及び無所属立候補許容(300人以上500人以下の推薦状)	政党公認制及び無所属立候補許容(300人以上500人以下の推薦状)	
寄託金	(無所属候補の立候補禁止)	寄託金額における政党推薦候補の優遇	政党推薦候補と無所属候補の差別廃止			
社会団体の選挙選規制	選挙運動に対する一般的な規制のみ					
政治資金に関する法律、又は政治資金法 (2005年8月)						
政党に対する国庫補助金支給	国庫補助金制度なし	国庫補助金制度の新設、4大政党優遇など議席・得票率で格差を設ける	国会に20議席以上を持つ政党・小政党にも配慮	院内交渉団体の構成した政党を優遇するが、弱小政党にも配慮	国会に20議席以上を持つ政党(院内交渉団体構成した政党)を優遇するが、弱小政党にも配慮、また女性推薦補助金の新設	
政治資金に対する寄付行為の制限	規定なし	労働組合の寄付行為の禁止				
労働組合法						
労働組合の政治活動規制	労働組合の政治活動禁止(公職選挙での候補支持・選挙運動の禁止、政治資金徴収の禁止、組合基金の政治資金への運用禁止)		労働組合の寄付行為の許容			

このような法制度も朴正熙政権の後半期である維新体制のもとで変更されている。国会議員選挙は小選挙区制と全国区の比例代表制から2人区制と事実上の大統領の任命職制に変更され、さらには無所属候補の立候補が許容されるようになった。これらの変更は国会を形骸化するための措置であったが、独裁国家の一党制を指向するのではなく、政党そのものを統治の手段から排除しようとしたものである。

維新体制を引き継いだ全斗煥政権は、朴正熙政権時代の第3共和国と維新体制の二つの時期の折衷的な仕組みをもって選挙参加を規制し、政党数が三つないし四つとなる「多党制」（正しくは非競合政党制の「ヘゲモニー政党制」である⁽²⁾)を作り出そうとした⁽³⁾。

全斗煥政権が変更した重要な点は、国会の議席の3分の2を地域区として政府与党が半数を獲得しやすい2人区制として、残りの3分の1を全国区とし地域区得票率ではなく地域区議席比率で議席配分を行なうようにしたことである。この結果、政府与党の過半数獲得は確実になるが、地域区の2人区では政府与党が2議席を獲得しようとせず1議席のみの当選で自制し、有力野党を複数誕生させるようにした。事実、1981年の国会議員選挙では群小政党が続出したが、選挙結果では民韓党と国民党という中規模野党に淘汰され、全斗煥政権の意図通りの結果となった⁽⁴⁾。このような選挙制度の変更とともに、「多党制」に見合うように、政治資金に関する法律に4大政党を優遇する政党補助金制度を新たに導入している。

朴正熙政権・全斗煥政権という権威主義体制における選挙参加の法制度は、それら自身だけで評価するのも難しい面がある。政党法を設け群小政党の乱立を防ぎ政党政治を発展させようとするのであれば、一概に非難されるものではない。しかしこのような法制度も政治体制が民主主体制なのか権威主義体制なのかによって異なる作用をもちうる。また法制度が選挙に一定の影響を及ぼすこともあるが、必ずしも意図した通りの結果が生じるものでもない。このような法制度が民主化以降に引き続き維持されても、どれほどの影響を選挙参加に及ぼしているのかは政治と

市民社会の全体像的な中で検討してみなくてはならない問題である。このような複雑や難しさがあることを断ったうえで、民主化以降に選挙参加の法制度がどのように変化したのか見ることにする。

民主化以降に、盧泰愚政権、金泳三政権、金大中政権、盧武鉉政権と四つの政権が誕生し、政権ごとに選挙参加の法制度が変更され、市民社会からの政党結成を通じての政治参加が整備され、市民社会内の亀裂 (cleavages) が政治に転換され、亀裂を代表する政党が誕生するようになってきた⁽⁵⁾。主要な変更点は以下の通りである。

第一に、1988年3月の国会議員選挙法改正によって、政府与党の過半数議席を可能にしてきた2人区の選挙区制から小選挙区制に変えられた。この変更には、民主化したのであるから大統領選挙と同じように国会議員選挙も、独裁政権以前の選挙制度に戻すという理由もあったが、1987年12月の大統領選挙の得票状況を斟酌した与野党間の駆け引きの中で導入されたという面もある⁽⁶⁾。小選挙区制は非民主的な制度ではないが、ホームグラウンドをもつ地域主義的な政党以外の小政党には議席獲得を難しくするため敷居が高く閉鎖的になりやすい。

第二に、政府与党を一方向的に優遇する全国区の議席配分方式は、修正が重ねられてきた。まず盧泰愚政権の1992年に第1党優遇方式が廃止され、金泳三政権の公職選挙及び選挙不正防止法の制定に際して議席配分の算出基準が地域区の議席比率から得票比率に変更され比例代表制としての体裁を整え始め、2004年の改正で地域区と比例代表の1人2票制によりやく変更され比例代表制として機能を発揮するようになった。現在、比例代表の議席数は国会299議席のうちの56議席(18.7%)でしかなく、小選挙区と比例代表の議席割合に論争の余地が残されている。

第三に、金大中政権のもとでの労働組合の選挙参加に対する排除的な規制の解除である。この結果、2000年の国会議員選挙では新たに結成された民主労働党が国会への進出を試みることとなった。その結果は、一議席も獲得できずに終わっている。2004年の国会議員選挙で民主労働党が10議席(地域区2議席、比例代表8議席)獲得に成功したのは、直前

の法改正によって1人2票制の小選挙区比例代表並立制に変更されているためである。

立候補に対する規制は労働組合だけではなく、無所属候補に対する差別的取り扱いにも見られたが、1991年の改正で無所属候補に対する寄託金(供託金のこと)の差別的取り扱いが廃止されている。権威主義体制下の1985年国会議員選挙では無所属候補が29名であったのに対して、1988年には111名立候補していることを考慮するならば、1988年国会議員選挙のときの無所属候補に対する敷居が高かったとは言えない。その後の国会議員選挙では、無所属候補が200名から400名が立候補していることを考慮するならば、敷居は高くはないが一定の効果があつたと見られることもできる。

このように民主化以降、国会議員選挙の選挙参加に対する規制の緩和・除去が進んできたが、選挙結果を資料として用いる上での留意点は、次の四つである。第一に、労働組合の政治活動に対する排除的な法規制は2000年国会議員選挙で除去されているが、それまでは政党結成による選挙参加が妨げられていたことから、労働運動出身の候補者数については慎重に取り扱うべきである。第二に、全国区の比例代表は政府与党に有利に歪曲された状態が続いていたために、選挙としての信頼性がなかったため立候補者も含め取り上げないことが無難である。第三に、無所属の立候補は民主化後最初の1988年国会議員選挙では法で抑制されていた面があるが、国会議員選挙の全体の傾向の中に関連付けながら取り扱うのであれば問題はない。第四に、地域区の場合、比例代表制よりも小選挙区制のほうが多数派の大政党に有利になる可能性は強いが(ただし韓国では地域対立のため二党制にならず中小規模の政党が存在してきている)、そのような条件の中でも地域区の結果、特に立候補状況に政党と市民社会の相互関係の変化を読み取ることは可能である。要するに、国会議員選挙の立候補者や当選者については、全国区の比例代表や労働組合を慎重に取り扱うのであれば、政党と市民社会の相互関係の変化を確認するための資料として用いることができる。

2. 政党の候補者補充とその変化

ここで検討して明らかにすることは、国会議員選挙立候補者の社会的背景の中でも、民主化運動や市民運動、労働運動など活動経歴を有する人々が、民主化以降にどのように選挙に参加し、さらには政党の候補者に補充されてきたのかということである。

表 26 は、中央選挙管理委員会の『第 17 代国会議員選挙総覧』に掲載されている当選者（全国区の当選者も含む）の職業を示した資料である。韓国内における国会議員の社会的背景に関する研究では、中央選管の資料を用いるのが一般的である⁷⁾。表 26 では、当選者の職業は「政治人」「国会議員」がもっとも多く、その次が「教育者」「弁護士」である。民主化運動や市民運動の役職者には大学教授や弁護士も多く、そのような経歴をもつ当選者が「教育者」「弁護士」の職業出身者の中に含まれている可能性がある。また「政治人」「国会議員」の中にも含まれている可能性はあるが、この資料では確認することはできない。

表 26 国会議員選挙当選者の職業 (単位：名)

総選挙	当選者数	国会議員	政治人	農畜産業	商業	観光業	運送業	水産業	建設業	言論人
1988年	299	88	94	5	4	9	1	2	6	0
1992年	299	132	109	1	4	2	1	0	2	0
1996年	299	113	119	0	4	1	0	0	0	0
2000年	273	139	84	0	3	2	0	0	0	1
2004年	299	89	103	3	1	0	0	0	1	1

総選挙	金融業	薬剤師・ 医師	弁護士	宗教人	会社員	教育者	情報 通信業	出版業	無職	その他
1988年	0	5	19	1	8	16	0	5	6	30
1992年	0	3	9	0	10	4	0	0	5	17
1996年	0	10	24	0	1	8	0	3	2	14
2000年	0	1	19	0	0	7	1	0	0	16
2004年	0	3	30	0	3	34	1	0	0	31

(出典) 中央選挙管理委員会『第 17 代国会議員選挙総覧』ソウル、2004 年、438 頁。

中央選管は国会議員選挙の立候補者全員の名簿を公開しており、それには「職業」「経歴」の二つの項目が含まれている。中央選管の資料も既存の研究も、この名簿に依拠している。公表される名簿の「経歴」欄には、各候補が選ぶ代表的な経歴事項が一つか二つ記載されている。「経歴」欄には、民主化運動、市民運動、労働運動、学生運動などの役職名が記載されていることもあるが、たとえ本人がそのような経歴を有していても、必ず記載するというわけではない。

中央選管の資料を用いた、ある研究によれば⁽⁸⁾、2004年の17代国会議員選挙で初当選を果たした国会議員のうち、市民運動の経歴を有するのは15名である。1988年の13代は2名、1992年の14代は2名、1996年の15代は9名、2000年の16代は14名とされている。学生運動については、各大学の総学生会（大学自治会のこと）会長出身の当選者はウリ党で3名とされている。しかし中央選管以外の資料を用いるならば、2004年の国会議員選挙では総学生会会長出身のウリ党の初当選議員は、少なくとも9名いることが確認される⁽⁹⁾。このように公開された中央選管の名簿だけで立候補者の経歴を把握することは極めて困難である。それに加え、先行の研究は当選者のみを対象にするものであって、落選者も含む立候補者全員を対象にしたものではない。

本稿では、国会議員選挙の地域区における立候補者の経歴を調べるために、まず中央選管のホームページから候補者名簿である「候補者登録現況」を取得し、東亜日報社発行の『東亜年鑑別冊 韓国・外国人人名録』と朝鮮日報社の韓国語版サイトにある「人物情報データベース」の二つの資料を用いて、立候補者全員の経歴を確認することとした。調査対象者は、1988年、92年、96年、2000年、04年の5回の国会議員選挙の立候補者総数の5694名である。その結果、554名の経歴については、東亜日報社や朝鮮日報社の資料でも必要な経歴を確認することができず、さらに中央選管資料の「職業」「経歴」欄でも判断できないことから分類不能として処理することにした。このように調査して判明したのは5140名であり、判明率は立候補者総数の90.3%になる。もちろん複数回、

立候補する者もいるので、判明者の5140名は延べ人数ということになる。

どのような経歴を調査するのかという点であるが、民主化運動、市民運動、労働運動、学生運動の四つの活動経歴を保持している候補者と当選者が調査対象になる。表27に示されているように、市民社会の中では活動的な人々ということになるが、これら四つの経歴のうち一つ以上を有する候補者を、ここでは「経歴保持候補者」と呼ぶことにし、一つも有さない候補者を「経歴非保持候補者」と呼ぶ。さらに経歴保持候補者を「市民運動の経歴保持者」「労働運動の経歴保持者」「その他の活動経歴保持者」の三つに細分類することにした。「その他の活動経歴保持者」には、民主化運動や学生運動の活動経歴が際立っている者たちを含めることにした。

表27 国会議員選挙における経歴保持候補者、及び経歴非保持候補者の分類

経歴保持候補者	市民運動の経歴保持者	市民団体については、資料7の市民団体リストも含めて、その適否について判断した。その際に民族主義的な活動も市民運動経歴に含めたが、民衆団体や労働団体については市民団体に含めず、その経歴は労働運動ないしその他の活動に含めることとした。
	労働運動の経歴保持者	学生運動の活動家としての面が強い場合には、ここに含めなかった。
	その他の活動経歴保持者	民主化運動の活動経歴は、ここに含める。 ただし1960年代・70年代の学生運動を経て国会議員など職業経歴が既にある場合は、ここには含めず適宜、経歴非保持候補者に分類した。学生運動では1980年代以降の経歴がある場合に、民主化運動経歴の保持者とした。また学生運動経歴と市民運動経歴の両方を保持する者については、ケースバイケースで総合的に判断し分類した。
経歴非保持候補者	1980年代の民主化推進協議会の会員である政治家については、会員であるだけでは経歴保持者には含めない。	

このように分類項目を作りはしたが、実際の候補者を分類することは難しい。例えば、一人の候補者で、学生運動の活動を経て市民運動に、さらには労働運動にもかかわった場合、どのように分類すべきなのか。また民主化運動も市民運動もどのように定義するのか、実際にどのような団体で活動したならば、民主化運動や市民運動の経歴を有すると判断できるのか難しい問題が少なくない。表 27 で分類の基準を示しているが、総合的に判断して分類する事例も少なくなく、本稿の分類結果には、そのような問題点があることを予め断っておく。

表 28 は、民主化以降の国会議員選挙における地域区の立候補者総数と経歴保持候補者数の推移を見たものである。地域区の定数は 250 前後で推移しており、立候補者の総数は起伏があるが毎回 1 千名ほどになる。一方、経歴保持候補者が立候補者総数に占める比率は、2004 年の 27.2% が突出して多いが、1988 年から 1992 年に少し増えたものの 2000 年まで横ばい状態が続いている。ただし経歴保持候補者の人数を見るならば、突出して多い 2004 年の 318 名に次いで、1996 年の 206 名もその前後に比べ多いことがわかる。

権威主義体制から民主体制への移行の最終局面では、新しい民主的な政権を作り出す「創設選挙」(founding elections) が行なわれる⁽¹⁰⁾。創設選挙は、民主体制を「創設」するだけに、政党の編成を凍結 (freeze)

表 28 地域区の立候補者総数と経歴保持候補者数の推移

(単位：名)

総選挙	地域区の定数	立候補者総数	経歴保持候補者数	比率
1988	224	1046	90	8.6
1992	237	1051	139	13.2
1996	253	1389	206	14.8
2000	227	1040	179	17.2
2004	243	1168	318	27.2
合計	1184	5694	932	16.3

する効果をもたらすとされている。

韓国においても1987年12月の大統領選挙と翌88年4月の国会議員選挙の二つによって、社会の中の地域亀裂が政党の編成に転換され、その後も持続しているという点では、創設選挙の凍結効果が現われたと見ることができる。また1988年の国会議員選挙では、表28に示されているように経歴保持候補者の人数、比率が最も低い選挙であった。このとき金大中の平民党に在野人士が迎え入れられたりもしたが⁽¹¹⁾、総じて在野運動圏からの選挙参加は低調であった。このような市民社会の活動層と制度圏政治の分離は持続し、2004年の国会議員選挙の変化に至るまで続いたと見ることができる。この点については表28だけでは不十分であり、さらに詳しく見る必要がある。

表28は国会議員選挙の立候補者について、主要政党の候補者であるのか、無所属や群小政党の候補者であるのかの違いを無視している。いずれで立候補するのかが当落に決定的なほどの違いがあるだけに、市民社会と政党の相互作用を検討するに当たり、この違いを考慮しなければならない。

表29は、政党と立候補者を主要政党と非主要政党の二つに区分したものである。この区分は、群小政党を主要政党から除去するための便宜的なものであり、地域区で定数の50%以上を立候補させていること、2議席以上（全国区・比例代表の当選者を含めても結果は変わらない）を獲

表 29 国会議員選挙における主要政党と非主要政党の区別

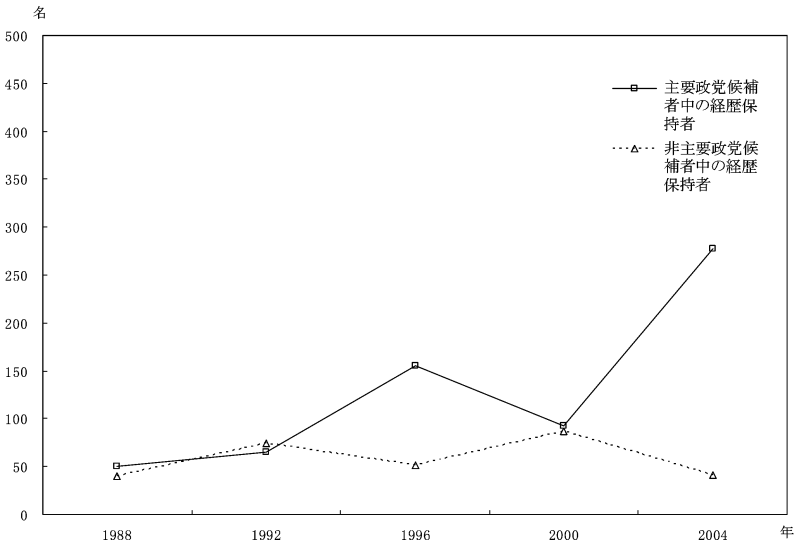
総選挙	主要政党	非主要政党
1988年(第13代)	民正党、統一民主党、平民党、新共和党の4つ	群小政党、及び無所属候補者
1992年(第14代)	民自党、民主党、国民党の3つ	群小政党、及び無所属候補者
1996年(第15代)	新韓国党、新政治国民会議、統合民主党、自民連の4つ	群小政党、及び無所属候補者
2000年(第16代)	ハンナラ党、新千年民主党、自民連の3つ	群小政党、及び無所属候補者、民主労働党
2004年(第17代)	ハンナラ党、ウリ党、新千年民主党、自民連、民主労働党の5つ	群小政党、及び無所属候補者

得していることの二つを条件としている。主要政党として列挙されている政党名称を見るならば違和感のないものと言えよう。ちなみに群小政党として非主要政党に分類された政党の中で、定数の50%以上の立候補者があるのは2000年の民国党の55%だけであり当選者は1名でしかない。

表29の区別によって主要政党と非主要政党の分類を行ない、それぞれにおける経歴保持候補者の人数の変化を示したのが図11と表30である。図11に示されているように、1988年、1992年、2000年の三つの国会議員選挙では、主要政党と非主要政党のそれぞれの経歴保持候補者の人数は同数と見て差し支えないほどである。つまり当選の見込みが無いに等しい非主要政党から立候補する経歴保持候補者の人数と、当選見込みのある主要政党から立候補する経歴保持候補者の人数が同じであるということである。

これが何を意味するのか。主要政党が経歴保持候補者の公薦（公認）

図11 主要政党及び非主要政党における経歴保持候補者の推移



に消極的である結果、経歴保持者が当選見込みのない非主要政党（群小政党や無所属）からの立候補を余儀なくされていると解釈することもできる。しかし非主要政党の経歴保持候補者の人数が主要政党のそれを大きく上回ることもないことを見ると、このように一方的に主要政党の責任に帰することもできない。特に1988年、1992年には在野運動圏の中から小政党を結成して選挙参加をする動きはあったが、在野運動圏を全体的に見るならば、本格的な新党を結成してまで国会議員選挙に参加するには在野運動圏としての一体性が著しく弱く消極的であった。在野運動圏は制度圏政治に対して鮮明な境界線を既に失ってはいたが、まだ距離をおいていたのである。主要政党が公薦に消極的であったからなのか、在野運動圏が選挙参加に消極的であったのか、いずれの面が強いかは統計からは言えない。これまでの本稿の検討も含め判断するならば⁽¹²⁾、両方の面から主要政党による経歴保持候補者の公薦が低調になったと解釈するのが妥当である。

ちなみに在野運動圏からの新党の選挙参加（地域区）を見るならば、1988年ではハンギョレ民主党が候補者63名（定数の28%）、相対得票率1.3%、当選者1名であり、1992年では民衆党が候補者52名（定数の22%）、相対得票率0.3%、当選者0名であった。いずれも泡沫政党と言えるほどの低調な結果であった。

表 30 主要政党及び非主要政党の候補者数及び経歴保持候補者数

（単位：名）

総選挙	主要政党候補者	非主要政党の候補者	主要政党候補者中の経歴保持者	非主要政党候補者中の経歴保持者
1988	775	271	50 (16)	40 (1)
1992	652	399	65 (17)	74 (0)
1996	927	462	155 (27)	51 (0)
2000	621	419	92 (40)	87 (0)
2004	889	279	277 (73)	41 (0)

（注）表の中の（ ）内は当選者数である。

もう一つ指摘しておくべき点は、1996年と2004年に主要政党の経歴保持候補者が増えていることである。表30に見られるように、主要政党は1996年に155名、2004年に277名の経歴保持候補者を推薦している。1988年、1992年、2000年に比べて、この二つの選挙では主要政党が経歴保持候補者の公薦に積極的であった。それはまた、市民社会の活動家たちが特定の主要政党を改革的・進歩的に評価し立候補に積極的になった結果でもある。確かに1996年と2004年には主要政党の経歴保持候補者はともに多いが、当選者数では2004年は過去最高の73名であるのに対して、1996年は27名にとどまっている。選挙結果も含めて評価するならば、市民社会の活動層が制度圏政治への参入障壁を越えられなかった点から、1996年においても両者の分離状態が続いていた言うことができる。

そこで1996年と2004年の国会議員選挙について、一括した主要政党ではなく主要政党ごとに細かく見ることで、変化の所在を確認することにしたい。表29の区分では1996年の主要政党は四つであり、それらは金泳三大統領の与党である新韓国党、金大中の国民会議、新たに結成された統合民主党、金鐘泌の自民連である。表31によれば、これら主要政党の155名の経歴保持候補者のうち統合民主党は79名で51%になる。

表 31 1996年総選挙における各主要政党の経歴保持候補者とその内訳
(単位：名)

	主要政党の候補者総数	候補者中の経歴保持者	その内の	市民運動の経歴保持者	その内の	労働運動の経歴保持者	その内の
			当選者		当選者		当選者
新韓国党	253	24	7	10	3	3	1
国民会議	230	44	15	10	2	1	0
統合民主党	225	79	4	21	1	9	0
自民連	219	8	1	3	1	3	0
合計	927	155	27	44	7	16	1
比率 (%)	100.0	16.7	17.4	4.8	17.1	1.7	5.9

これに対して、金大中の国民会議は44名で28%にとどまる。図11に見られるように、1996年に主要政党の経歴保持候補者がかなり増加したのは、統合民主党が多数の経歴保持候補者を擁立した結果である。

統合民主党は、民主化運動や市民運動の活動家と民主党内の改革派の国会議員などが主導して結成した新党である⁽¹³⁾。統合民主党は地域的な支持基盤をもたず、地域主義的な政党構図を批判していただけに、当時、政界復帰を目指し地域主義的な主張を強めていた金大中とも対立的な関係にあった。統合民主党は全国に225名立候補（定員の89%）させ、国民に非地域政党の選択肢を提供したが、結果的には上滑りに終わり相対得票率は11.2%、地域区の当選者9名（全国区は6名）にとどまった。

統合民主党の経歴保持候補者について、表31に詳しく見るならば、経歴保持候補者79名の内訳は、市民運動が21名、労働運動が9名、そのほかの学生運動や民主化運動が49名になる。これまでにないほど市民社会の多くの活動家たちが主要政党と言える政党を通じて制度圏政治に参加しようとした。これは市民社会の新しい選挙参加の動きを示したものと言える。しかしながら統合民主党の経歴保持候補者の選挙結果は当選者4名に過ぎず、国民会議の当選者15名にさえ及ばなかった。制度圏政治内への参入は、経歴保持候補者を多く立てた統合民主党にとって至難なものであった。その後、現在に至るまで市民社会の活動層にとって統合民主党の失敗は「大きな教訓」となり⁽¹⁴⁾、独自新党の結成を難しくしている。

2004年の国会議員選挙では、これまでになく経歴保持候補者が急増している。その内訳を示したのが表32である。経歴保持候補者が最も多いのが民主労働党の104名であり、次にウリ党の94名で民労党とほぼ同数である。さきほどの1996年の統合民主党が79名であり、ウリ党とは15名というわずかな差でしかない。民労党は104名の経歴保持候補者数であるが、地域区の当選者となると2名に過ぎず、選挙結果は1996年の統合民主党と酷似している。

民労党は民主労総を主要な支持組織としていることから、経歴保持候

候補者の総数 104 名のうち 50 名が労働運動の活動経歴を有している。市民運動の活動経歴を有している候補者は 7 名と少なく、それ以外の民主化運動や学生運動の活動経歴を有する候補者が 47 名になり、民労党には学生運動や民衆運動の活動家歴をもつ候補者が多い。民労党は左翼民族主義的な民衆運動にも支持基盤をもち、これらの活動家たちにも選挙参加の経路を提供している。要するに、現在の民労党は労組の利益を代表する大衆政党であるとともに、市民運動の理念や運動方法に同調できない活動家たちの政党でもある。

次にウリ党であるが、2003 年 11 月に創党されたために、ウリ党の立候補者 243 名のうち解散前の 16 代国会在籍議員は 39 名に過ぎず、元議員候補や新人候補など非現職候補を多数立候補せざるをえなかった。そのような事情のあるウリ党では経歴保持候補者の総数は 94 名にもなり、ウリ党候補者の 39% を占める。1996 年の統合民主党ではその数値は 35% であり、候補者に占める経歴保持候補者の比率は同じと言える。しかしウリ党には市民運動の活動経歴をもつ候補者が 40 名にも達しており、21 名の統合民主党よりも倍近く増えている。市民運動の活動家の増加が著しい。これに加え、労働運動の経歴保持者が 6 名にとどまっていること

表 32 2004 年総選挙における各主要政党の経歴保持候補者とその内訳
(単位：名)

	主要政党の候補者総数	候補者中の経歴保持者	市民運動の経歴保持者		労働運動の経歴保持者		
			その内の当選者	その内の当選者	その内の当選者	その内の当選者	
ハンナラ党	218	34	11	21	7	3	1
ウリ党	243	94	60	40	23	6	1
民主党	182	37	0	17	0	3	0
自民連	123	8	0	6	0	1	0
民主労働党	123	104	2	7	0	50	2
合計	889	277	73	91	30	63	4
比率 (%)	100.0	31.2	26.4	10.2	33.0	7.1	6.4

からも、ウリ党は労働運動よりも、市民運動の活動家にとって接近しやすい政党であると言える。

ウリ党と統合民主党には、立候補者の人数以上に、政府与党と野党という大きな違いがある。ウリ党は国会議席の過半数を制したが、統合民主党は小政党に終わった。この結果の違いには、様々な要因が影響しているように、国家権力を掌握している現職大統領が主導して作った政府与党であるのか、民主化運動や市民運動の出身者の主導で作られた野党であるのかの違いも影響を及ぼしたであろう。

統合民主党も、ウリ党や民労党も市民社会の活動家を候補者として数多く擁立することで、政党と市民社会の活動的な層が相互に浸透・融合する変化が見られた。だが統合民主党はその試みに失敗し、ウリ党は成功した。民労党は成功したようにも見られるが、民労党は統合民主党に比べても当選者数が少ない。それだけにウリ党の勝利は際立っている。さらに統合民主党を作り上げた市民社会と政党を取り結ぶ人的ネットワークが、金大中の国民会議、新千年民主党を経てウリ党に入り込んでいる。つまり統合民主党とウリ党には人的な連続性がある。それを象徴するのが盧武鉉大統領自身である⁽¹⁵⁾。盧武鉉は統合民主党では中心的な人物の中の一人であったが失敗を経験し、ウリ党では大統領として国会議員選挙に勝利することができた。

強調しておくことは、ウリ党における経歴保持候補者の急増は、ウリ党候補者に現職議員が異常に少なかった事実だけに帰することができるのではなく、金大中政権の市民社会への接近を経て、盧武鉉という個性を介して、再び統合民主党の意欲的で挑戦的な試みが現われたと見ることができることである。

まとめるならば、民労党は労組を基盤にして市民社会の活動層を制度圏政治に「下から」進入させようとしたが、ウリ党は政府主導で彼らを制度圏政治に「上から」抱き込もうとしたと言える。この中で統合民主党は、現職の野党議員を含みながらも民主化運動や市民運動の出身者たちの主導で誕生した新党であるだけに「下から」に近い。民主化以降に

政党と市民社会の活動層が分離・競合する状況にあったが、盧武鉉政権とウリ党は市民社会の活動層を政党に候補者として抱き込むことで選挙参加の領域で相互の連携を強めようとした。盧武鉉政権が極度の少数与党であるウリ党を全国政党化しようと政権基盤の拡大を推し進める中で、市民社会の活動層と政党の融合が進み、政府・政党・市民社会の三者の間で融合の政治が強まってきた。

表 33 は平民党系と民自党系の二つの政党における経歴保持候補者数の推移を見たものである。2004 年のウリ党の変化の意味について二点、補足しておく。平民党系とは金大中が率いた政党と後継した政党であり、平和民主党（平民党）、新民主連合党（新民主党）、民主党、新政治国民会議、新千年民主党、開かれたウリ党に連なる系譜である。民自党系は、全斗煥政権期の政府与党であった民正党と野党指導者の金泳三、金鐘泌の三者が連合し 1990 年に創党された民主自由党（民自党）に始まり、それを受け継ぐ新韓国党、ハンナラ党の系譜のことである。

第一点は、これまで指摘してきたようにウリ党である平民党系の 2004 年は 1988 年以降の国会議員選挙と比べ、画期的な変化を見せたことである。1988 年の国会議員選挙では金大中が前年の大統領選挙に野党分裂も辞さず立候補し落選したことに対する政治的損失を埋め合わせるため

表 33 平民党系と民自党系における経歴保持候補者の推移

(単位：名)

総選挙	候補者中の経歴保持者		市民運動の経歴保持者	
	平民党系	民自党系	平民党系	民自党系
1988	27	—	2	—
1992	51	6	9	0
1996	44	24	10	10
2000	53	30	18	12
2004	94	34	40	21

(注) 平民党系は 1988 年であり、92 年には民主党、96 年には国民会議、2000 年には新千年民主党、04 年にはウリ党を指す。民自党系は 1992 年であり、96 年には新韓国党、2000 年と 04 年にはハンナラ党を指す。

に、金大中支持派の在野運動圏の活動家を迎え入れている⁽¹⁶⁾。その後も選挙参加に意欲的な活動家たちが断続的に金大中の政党に入党してきた。金大中が大統領になって迎えた 2000 年の国会議員選挙では、金大中は「改革的国民党」に向け民主化運動や市民運動の活動家を迎え入れようとした⁽¹⁷⁾。その結果を表 33 に見るならば、経歴保持候補者の総数は 1996 年からほとんど増えていないことから(44 名から 53 名に)、市民社会の活動家との画期的とまで言えるような連携が新党作りの局面では見られなかったと言える。

これはなぜか。2000 年の国会議員選挙では市民運動主導の落選運動が国民世論の大きな支持を得ていたときである。市民運動の活動家たちを金大中大統領の新党に大挙迎え入れることは、落選運動の党派性を非難する野党の攻撃を加熱させることになり、かなり難しかったものと考えられる。金大中政権のもとでは市民団体の代表的な指導者を含め多くの役職者が政府組織内に抱き込まれるようになっており⁽¹⁸⁾、政党に公職候補者として引き入れることよりも、むしろ政府組織内への諮問的参加のほうが際立っている。要するに、金大中政権においては市民社会と政府は政党を迂回して連携してきたが、盧武鉉政権に入り政党にも及び、政府・政党・市民社会の三つの相互連携と融合の全体構図が整ってきたと言える。

第二点は、ウリ党に見られた経歴保持候補者の急増には遠く及ばないが、民自党系でも経歴保持候補者が増えてきていることである。表 33 に見られるように、民自党系では 1992 年の経歴保持候補者は 6 名、市民運動の経歴保持候補者は 0 名であったが、次第に増え 2004 年には経歴保持候補者は 34 名に、市民運動の経歴保持候補者は 21 名になっている。市民運動の経歴保持候補者では民自党系(ハンナラ党)が 21 名であり、民労党の 7 名よりも多くさえある(表 32、参照)。ハンナラ党はウリ党に相当に及ばない水準であるとしても、市民社会の活動家たちの選挙参加はウリ党や民労党だけではなく、ハンナラ党にも徐々にではあるが浸透し始めている。

このような広がりや、市民社会の中での市民運動の意味に影響を及ぼすことになろう。

韓国のこれまでの国会議員選挙では、1960年の4・19学生革命以降の学生運動経験者が多数立候補してきている。民主化以降の1988年の国会議員選挙からは、1970年代と1980年代の学生運動の経験者が数多く立候補するようになってきている。学生運動の活動経歴は国会議員選挙に立候補するための重要なキャリアパスなのである。これに準じるように、市民運動もまた国会議員候補者へのキャリアパスになってきていることを、与野党を問わず市民運動の活動経歴を有する候補者が増える傾向に読み取ることができる。候補者にとって学生運動は過去の体験と言えようが、市民運動の場合、現在若しくは直近の活動経歴であることが少なくはない。市民団体の役職が国会議員候補者へのキャリアパスとなっていると見られてしまうことは、市民運動から政府・政党と一線を画す競合性が失われてしまっていると見なされてしまうことと同じである。このことが韓国の市民運動の発展に、どのような影響を及ぼすのかは軽視できない問題である。

表34は、主要政党について全国の経歴保持候補者においてソウル市・仁川市・京畿道からなる首都圏の経歴保持候補者が占める比率などを示している。経歴保持候補者の地域的な偏差を見るためのものである。1988

表 34 全国の経歴保持候補者に対するソウル・仁川・京畿道三地域の経歴保持候補者が占める比率：主要政党 (単位：%)

総選挙	全国の主要政党候補者に対する三地域の主要政党候補者の比率	全国の主要政党経歴保持者に対する三地域の比率	全国の主要政党の経歴保持当選者に対する三地域の比率		
			全国の主要政党の経歴保持当選者に対する三地域の比率	全国の主要政党の市民運動経歴保持者に対する三地域の比率	全国の主要政党の市民運動経歴保持当選者に対する三地域の比率
1988	38.3	54.0	43.8	50.0	0.0
1992	36.2	44.6	58.8	33.3	0.0
1996	41.1	54.8	74.1	54.5	71.4
2000	45.4	63.0	80.0	48.6	76.9
2004	48.8	57.8	74.0	51.6	66.7

年からの5回の国会議員選挙で、主要政党からの候補者総数において首都圏の候補者数が占める比率は38%から48%の間で変化している。これを基準と見立てることにする。首都圏から立候補した主要政党の経歴保持候補者は45%から63%の幅で変化し、当選者は44%から91%の幅で変化している。候補者数よりも当選者数で首都圏への偏りが見られる。これと同様な傾向が、主要政党から立候補した市民運動の経歴保持者にも見出すことができる。これは予想された結果であるとは言え、地域対立構図の中で、慶尚道や全羅道といった地域対立のホームグラウンドよりも、首都圏は市民社会の活動的な人々にとっては立候補し当選するのが比較的容易な地域であるということである。

主要政党からの経歴保持候補者の地域的偏りを確認した次に、経歴保持候補者が繰り返し当選することが難しいことを示しておく。

表35は1981年から2004年までの7回の国会議員選挙における当選回数を示したものである。韓国の国会議員選挙では再選がいかに難しいかがわかる。1981年は全斗煥政権の発足時の選挙であるだけに議員が権力的にシャッフルされ大幅に入れ替わっている。これは正常ではなく、軍事クーデター後の異常な現象であるわけであるが、盧武鉉政権のもとの2004年はそれに近い数値を示している。2004年では62.5%の国会議員が初当選である。議員の任期は4年であるが、初当選議員と2選議員が1988年からほぼ70%を占めるほど議員の入れ代わりは激しい。このような議員の入れ替えの激しさは、市民社会の経歴保持候補者も例外ではない。

要するに、2004年に立候補したり当選したりした経歴保持候補者は前回の選挙よりも急増したが、次の2008年の国会議員選挙では2004年の立候補者、当選者のうちどれだけの者たちが再立候補し生残れるのか極めて厳しい現実が控えているということである。特にウリ党の場合は、2004年の国会議員選挙では現職国会議員の立候補者は39名であったが、次の2008年の国会議員選挙でもウリ党が存在しているならば、多くの現職議員が選挙から退場させられる可能性がある。要するに、2004年

表 35 国会議員選挙における当選回数別の当選者

(単位：上段 名、下段 %)

総選挙	初当選	2選	3選	4選	5選	6選	7選	8選	9選	合計
1981年 11代	216 78.3	36 13.0	11 4.0	10 3.6	1 0.4	2 0.7				276 100.0
1985年 12代	102 37	110 39.9	34 12.3	12 4.3	12 4.3	4 1.5	2 0.7			276 100
1988年 13代	166 55.5	59 19.7	43 14.4	16 5.4	7 2.3	5 1.7	2 0.7	1 0.3		299 100.0
1992年 14代	117 39.1	86 28.8	46 15.4	29 9.7	9 3.0	6 2.0	3 1.0	2 0.7	1 0.3	299 100.0
1996年 15代	140 46.9	65 21.7	48 16.1	21 7.1	15 5.0	4 1.3	4 1.3	1 0.3	1 0.3	299 100.0
2000年 16代	111 40.6	83 30.4	33 12.1	25 9.2	14 5.1	5 1.8		1 0.4	1 0.4	273 100.0
2004年 17代	187 62.5	53 17.7	42 14.1	9 3.0	7 2.3	1 0.3				299 100.0
合計 比率	1039 51.4	492 24.3	257 12.7	122 6.0	65 3.2	27 1.3	11 0.5	5 0.2	3 0.1	2021 100.0

(注) 国会議員の当選者数は地域区だけでなく全国区若しくは比例代表を含んでいる。

(出典) 閔俊基「国会議員の充員に関する研究」『社会科学研究』(ソウル、慶熙大学校社会科学研究所)、第26輯、2000年12月、91頁。2004年総選挙については、「朝鮮日報」2004年4月7日。

にはこれまでの傾向を覆すような変化が現実のものになったが、この変化は盧武鉉政権という特殊性による一時的なものに終わるのか、持続するのは現時点で判断することはできない。そのような変化である可能性に留意しておく必要がある。

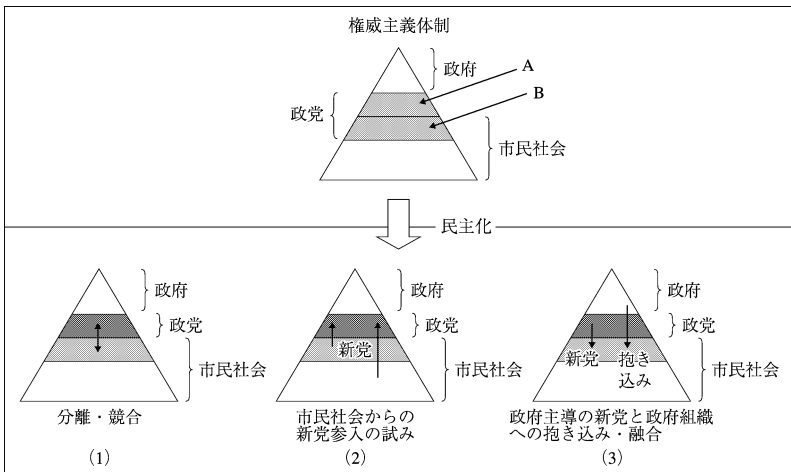
3. 概念的整理

政党と市民社会の相互作用において、政党による公職候補者の補充はどのようになされてきたのか。これまでの考察は、次のように要約できる。民主化以降、選挙制度が機能する中で、政党は地域感情を動員することによって政権を創出することに成功してきた。一方、市民社会には権威主義体制のもとで民主化運動を担った在野運動圏があり、さらに民

主化以降には市民運動が加わり、政府・政党に対して競合的な存在であり続けてきた。その中から地域対立の政党構図に挑戦する新党が現れてきたが成果をあげることはできなかった。このように国会議員候補者の補充では、大きく見るならば政党と市民社会の活動層の分離・競合が続いてきた。これに変化が起きたのは2004年の国会議員選挙である。ウリ党が政府与党として急造され、ウリ党は多くの経歴保持候補者を立候補させただけでなく当選させることにも成功した。盧武鉉政権の成功によって、市民社会の中の活動層と政党の分離・競合は弱まり、政府・政党・市民社会の三者の連携と融合が深まる様相を示している。

政府・政党・市民社会の相互関係を示したのが図12である。まず権威主義体制であるが、ここでは国家権力の掌握をめぐる合法的な権力闘争にかかわる「政党や選挙、選出方法、政治指導力、政党間の連合、立法府」からなる「政治社会」⁽¹⁹⁾は捻じ曲げられ、その自律的な機能が政府によって奪われた状態である。形骸化された選挙や議会において御用野党として存在する政党（Aの領域）もあるが、制度圏政治から押し出され市民社会の活動家と連携し民主化運動の担い手になる野党もある。この

図12 韓国における政府・政党・市民社会の相互関係の変化



ような模様を描いたのが上段にある権威主義体制の図である。図に見られるように、政治社会の抑圧の結果、三層構成は崩れ四層構成に変形している。市民社会の中には、知識人、聖職者、言論人、学生など民主化運動を担う活動家が存在している。政治社会から押し出された野党政治家たちが、この活動家たちとともに民主化運動を推し進めることになる。野党政治家と市民社会の活動家たちが民主化運動を通じて形成したのが図のBの領域であり、Aの制度圏政治と区別して在野人士と呼ばれたり在野運動圏と呼ばれたりもした。

ラテンアメリカの民主化研究者であるステパン (A. Stepan) は市民社会を、国家、政治社会と並ぶ政治組織の舞台として、「……隣人組織や婦人グループ、宗教団体、あるいは知識層などからなる多様な社会運動や、法律家、ジャーナリスト、労働組合、企業家などすべての集団で構成される市民組織が、自分たちの存在を表明し、その関心事を追求すべく、さまざまな組み合わせによってみずからを編成しようとする、そうした舞台のことを意味させている」とする⁽²⁰⁾。このような市民社会論に従えば、権威主義体制のもとでは民主化運動を担う非政党的なアクターが市民社会であることになり、韓国では在野運動圏を構成する諸団体や活動家がそれに含まれると言えよう

この市民社会の概念にかかわる議論はあまりに多く、ここで正面から取り扱うことはせずに、必要な範囲で触れるにとどめたい。近年、市民社会の概念は、活動的な市民が人間の尊厳性などにかかわる公的な関心をもち社会運動を通じて政府や企業に影響を及ぼそうとする自発的な集団・組織の総体を意味するものとして用いられることが少なくない⁽²¹⁾。これに対して、本稿は市民社会を政府・政党と区別するための残余的な概念として扱っている⁽²²⁾。その理由は区別のための便宜さだけでなく、市民社会を自発的・集団的な市民活動に限定せずに、組織化されていない「普通の市民」もまた市民社会に含め、より包括的な概念として用いたいことにある。

組織化されていない「普通の市民」は、権威主義体制の崩壊に至る過

程ではその役割が限られていても⁽²³⁾、その後の民主体制においては政府・政党に対して、公職選挙の定期的な投票を通じて影響を及ぼす主体になっていること、また市民運動による大規模集会への動員を受けて直接行動的な参加をすることから、その存在を軽んじることはできない。「普通の市民」もまた政治的アクターとして市民社会の概念に含めることにする。

したがって市民社会の中を在野運動圏や市民運動からなる活動層と「普通の市民」である大衆の二つに分けた上で、民主化以降それぞれがどのように変化し、政府・政党・市民社会の三者がどのような相互作用を展開しているのか論じることにする。

付言するならば、市民社会の中を二つに分けることは韓国的な文脈と関係がある。韓国では活動層がエリート中心であり、民主化運動は大衆の中に組織的に広く浸透していたわけではない⁽²⁴⁾。特に権威主義体制の時期には労働運動は政府の統制のもとにあり、民主化運動の主翼を担うまでにならず、ごく一部の散発的な小規模の労働争議にとどまっていた。権威主義体制期に作り出された市民社会の活動層の原型は、民主化以降にも学者や弁護士などのエリートや学生運動出身者が主導する市民運動に引き継がれ、市民社会の活動層が現在も再生産されている。

韓国政治の「渦巻き」(vortex)モデルを提示したヘンダーソン (G. Henderson) は、韓国の1950年代の国会議員選挙を見て、次のように記している⁽²⁵⁾。「社会的な善は有徳な個人からえられるものと考えられる。もっとも尊敬されるのは、引退して、身を清潔に持し、役職に任命されてもこれを拒否し、“庶民の抗議”を代弁することによって政治に参加する学識のある模範的な人物である。これを現代の選挙に当てはめて考えると、人びとはもっとも尊敬する人を民主政治のごたごたに選挙せず(おそらくそのような人は立候補しないであろう)、彼を一種の高貴な貯とする。」このような在野の儒者ソンビ⁽²⁶⁾にまつわる政治文化論にまで行き着くことは必要のないことかもしれないが、韓国の市民社会の特殊性について説明するところが何ほどかはあろう。

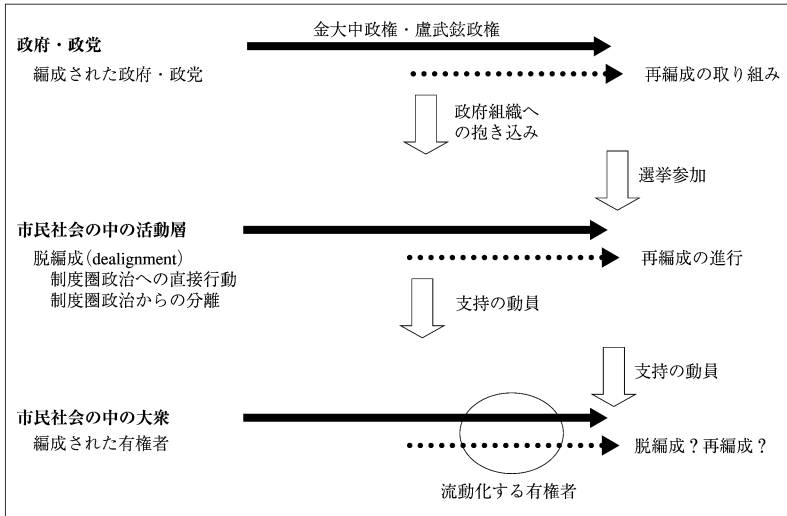
図 12 では民主化以降について(1)(2)(3)の三つの相互関係が示されている。いずれも民主的な憲法体制のもとで代表民主制の制度整備が進み、政党政治の舞台も整い、政府・政党・市民社会の構成を見ることができるようになった。政党や議会の制度圏政治と市民社会の活動層が分離・競合している模様を描いたのが(1)である。これに対して政党と市民社会が相互に浸透・融合する模様を描いたのが(2)(3)の二つである。

(2)は民主化を経て政党結成が許容され、市民社会の中から新党が誕生し選挙参加する動きを示したものであり、活動層を中心に誕生する新党もあれば、大衆を基盤に誕生する新党もある。(2)が「下から」の政党結成の動きであるのに対して、(3)は政府・政党(与党)による「上から」の政党再編成や抱き込みの動きを示したものである。市民社会の活動層を、政府やその政党(与党)の中に抱き込む融合が、この(3)で見られる。

民主化以降の韓国については、(1)(2)(3)のいずれが妥当であるのか。制度圏政治に対する市民社会の対応は競合か融合のいずれか一つではなく、競合と融合の二つが同時に現れるようになってきている。その結果を見る限りでは、「下から」の新党結成を通じた制度圏内への参入を目指す(2)の試みは、民労党も含め、いまだ成果をあげるには至っていない。また政府・政党が市民社会の活動層を抱き込む(3)の融合は、民主化以降から少しずつ見られ始め、金大中政権・盧武鉉政権のもとで顕著になってきている。特に金大中政権では政府組織内に市民団体などの役職経験者を抱き込む事例が目立って増え、盧武鉉政権では与党に市民社会の活動層が多く迎え入れられ国会議員選挙の候補者となっている。要するに、(1)の分離・競合は以前よりは弱まり、分離する境界線を越えようとする(2)(3)の動きが競合に重なってきているが、現在では(2)の「下から」の困難な参入よりも(3)の「上から」の融合のほうが優勢になっていると言える。

次に、政府・政党・市民社会の相互作用の変化に対する整理を踏まえ、金大中政権と盧武鉉政権に注目して相互作用を整理したのが図 13 である。ここでは市民社会を活動層と大衆にわけ、政府・政党(与党)との相互作用を見ている。ここで描こうとしているのは、政府と与党が市民

図 13 韓国の市民社会における再編成と脱編成の政治



社会の中に政治的变化を引き起こそうとするだけではなく、市民社会の活動層の直接行動や選挙参加を活用することで、政府と与党に対する大衆の支持を得ようとする相互作用である。政党と市民社会の競合に「上から」の融合が重なり合う変化が、大衆に向かって政治的な変化を起こそうとする様子を描いている。

図 13 に見られる「再編成」(realignment)と「脱編成」(dealignment)は先進国における政党や政党制に関する概念である⁽²⁷⁾。ポスト産業社会の社会経済的な変化の中で、それまで凍結されていた左右の階級的亀裂や政党制が溶解し始め、流動化し不安定化してきている状況を分析するため用いられる概念である。特に脱編成がそうであり、また批判も少なくない概念である。

再編成と脱編成について、『先進工業諸国における選挙変動』におけるダルトン (R. Dalton)、フラナガン (S. Flanagan)、ベック (P. Beck) の説明をまとめるならば、次のようになる。

政党制の変化を見るためには、政党に対する忠誠の基盤の変化、選挙

における政党の得票の変化、政党構図（編成）の変化が重要になる。この三つのレベルで何らかの変化が起き、政党の流動化が著しくなれば再編成や脱編成の状況になる。この二つの違いは、再編成が再び政党制の安定した秩序や編成を取り戻すことができるのに対して、脱編成はそれに失敗し政党そのものからの市民の離反（無党派層）が広がり再編成に至らない状態が永続化することである。この二つは現実において、いずれであるのかの判別が難しく、脱編成と見られている状況が実は再編成に至る過渡期であるのか、あるいは再編成に並ぶ新しい別の政治であるのかも決着されていない。

再編成も脱編成も古い編成が崩れ政党制の流動化が進む状況であるが、特に脱編成では選挙における政党の求心力が失われるだけではなく、ポスト産業社会特有の新しい争点において市民が直接行動によって政府に影響力を及ぼそうとする「脱編成の政治」(dealigned politics)が見られるようになり、それがまた脱編成を促進するという。

ダルトンは、さらに議論を進める。ポスト産業社会では再編成が難しいだけに再編成か脱編成に向かうか判別が難しく、同時発生する可能性もある。このような状況の中で新しい争点集団は政治的影響力を最大限にしようとするが、それには二つの戦略がある。「もし争点集団が政党制の内側で動くことを選択するならば、その決定は再編成を促進する。もしそれが政党制の外で動くことを選択するならば、その政治活動は脱編成を促進する。しかしながら……新しい社会運動はこの二つのルートを探索しそうである。」⁽²⁸⁾ 状況を見据え、再編成か脱編成か、争点集団が適切であるとする戦略を採択するというものであり、いずれの戦略も同時進行しうる。

ダルトンは判断力や意欲を有する市民の自律的で「非党派の認知動員」(apartisan cognitive mobilization) から脱編成が起きうることを主張しているためか⁽²⁹⁾、社会運動の戦略に議論が傾斜してしまい、政党エリート役割については大衆の圧力が政党に変化を及ぼすうえでの媒介変数とするにとどまっている⁽³⁰⁾。政府・政党がみずから再編成に向けて、こ

のような流動化する状況を変えようとする対応戦略に関する議論を見出せない。それを「脱編成の政治」に対比した言葉で呼ぶのであれば、「再編成の政治」とでも呼べるであろう。

他方、ダルトンの政党衰亡論を批判しているメアのカルテル政党の議論では、市民社会から離れることをはばかることなく与野党がカルテルをもって国家の政治的資源を共有し合う道に進み、政党が生残の様が描かれている⁽³¹⁾。確かに国家の政治的資源は重要であるが、これほどまでに韓国の政党政治は静的ではない。ダルトンでもないメアでもない政府・政党・市民社会の相互作用を考える必要がある。

このような観点から、政府・政党が市民社会の活動層、大衆にどのように作用しているのかを見たのが図 13 である。もちろんこの第 1 節では市民社会の中の大衆、さらに政党との関係については検討しておらず、この後に続く第 2 節の議論を先取りしている。

まず上段の政府・政党では、地域亀裂を強く反映した政党構図に編成がなされていると見ることができる。もちろん地域亀裂と言っても、慶尚道・全羅道の地域対立、全羅道包囲の地域対立、さらに慶尚道の慶尚北道と慶尚南道の分裂、全羅道の全羅北道と全羅南道の分裂、さらに忠清道も絡み、地域亀裂を反映した政党とその合従連衡は極めて複雑であり流動的でさえある。それでも民主化以降では大統領選挙と国会議員の選挙では慶尚道と全羅道の地域対立が重要な要因であり続けている。特に金大中政権と盧武鉉政権では全羅道を主要な地域基盤にする政権となったが、全羅道及びその出身の有権者だけでは支持基盤があまりに狭隘であるために、多数派になるための連立政権や新党創党など政府主導で再編成の試みがなされてきた。

中段は市民社会の中の活動層である。この活動層については図 12 で見たところであり、図 13 では分離・競合の状態を脱編成としている。政党制の脱編成では、市民が政党への忠誠や愛着を失い政党から離れる一方、政党と選挙を迂回する直接民主主義的な行動が広がることである。要するに、市民の政党からの分離（争点投票や投票の流動化）と非党派的な

直接行動が特徴である。市民に見られる脱編成の政治の特徴を、ここでは市民社会の活動層に読み替え適用することにする。活動層に脱編成の特徴となる分離と運動を見いだすのであるが、本稿で用いてきた制度圏政治と活動層の競合的な関係と同じである。脱編成の政治を担う活動層は、金大中政権以降、政府による再編成に協力的になり、一部が政府組織に抱き込まれたり、盧武鉉政権では政府与党からの選挙参加に応じたりする再編成が進行している。

下段は市民社会の中の大衆である。民主化以降、歴史的に形成されてきた地域対立が選挙制度というフィルターを通過することで一層増幅されて政党構図に反映された面はあるが、全羅道に対する地域亀裂は差別や偏見を伴いながら社会の中に根をしっかりと張っている。だが金泳三、金大中、金鐘泌の政治指導者の政界引退後は地域主義もおのずと弱まらざるをえない。図 13 は、政党支持を弱め流動化する有権者が現れてきていることを示している。このような有権者が活動層の市民運動などと共鳴することによって、大統領選挙や国会議員選挙において一定の党派的方向性をもつようになる可能性を想定している。

金大中政権も盧武鉉政権も、政府・政党（与党）と大衆との間に新しい媒介者（リンケージ）を求めてきたと言える。政党を通じて大衆の支持を調達・動員する方法は地域主義的な限界を越えられないからこそ、政府は政党に代わる媒介者の役割を市民社会の活動層に求めた。その際に、政府・政党は、活動層との連携を進めるため政府組織内への抱き込みや国会議員選挙の候補者補充で画期的な取り組みを示す一方で、活動層による脱編成の政治を再編成される枠組みの中に吸収・解消してしまう動員方式ではなく、むしろ脱編成の政治を活用しながら、大衆を脱編成の政治の舞台に引き入れることで、間接的に政府・政党と大衆との関係を再編成しようとしたと見ることができる。

政党制の流動化や不安定化を収束するには、政党に対する市民の絆が新たに形成されることが必要であるが、社会経済的変動が長期的にそれを可能にすることも考えられる。一方、新しい亀裂を作り出したり、個

別政策を越えるイデオロギーや政策メニューのプログラムを作り出した
りすることで再編成を急ぐことも考えられる。再編成の政治の契機は選
挙において新しい争点を提起することであり、それを通じて新しい対立
軸を政党間に形成することである。新しい争点は古い対立軸には位置づ
けられないからこそ再編成を引き起こす可能性があるが、その争点は世
論を賛反で大きく二分するような争点、すなわち「対立争点」(position
issue) であることが望しい⁽³²⁾。

これまでの 2000 年の国会議員選挙、2002 年の大統領選挙、2004 年の
国会議員選挙では、国会議員の政治腐敗や無能に対する非難、女子中学
生の轢死事件での米国非難、国会の大統領弾劾訴追案可決に対する野党
非難など、いずれにおいても世論を賛成か反対かのいずれかに圧倒的に
集中させる「合意争点」(valence issue) が優勢となった。合意争点では
政敵を不利な立場に追い込めば選挙の勝利を可能にするため、とりわけ
少数派の政党には逆転の戦術となる。だが合意争点の選挙が繰り返され
るようでは世論が分岐することもなく、したがって新たな対立軸や亀裂
も形成されることもなく、世論は振り子のように大きく揺れ動き続ける
ことになる。

このようなジレンマの理由は、政府・政党(与党)が市民社会の活動
層を大衆との媒介者に求めたことにあるのかもしれない。民主化以降に
主要な政党が政策的な対立軸を作り出そうとするよりも、地域感情に支
持基盤を求めたように、市民社会の活動層もまた大衆の反政治的感情や
民族主義という異論のない感情から運動の勢いを得ようとしてきた。そ
のような合意争点の一時的な成功は政党の再編成を可能にするものでは
なく、大衆動員の成功も一瞬の閃光かきらめきを放つにとどまる。大き
く揺れる振り子は止まりそうにもない⁽³³⁾。

注

- (1) 朴正熙政権の二党制指向に関連して、キム・ヨンホは「政党法を導入した
理由は、政党の離合集散を防ぎ、結局軍政以後の政治を効果的に規制しようと
する意図から出たものであった。政党の数が少なければ少ないほど、政治的混

乱を防ぎやすく、官製政党が政治的覇権を確保しやすいものと判断した」と述べている。キム・ヨンホ『韓国の政党政治の理解』ソウル、ナナム出版、2001年、124～125頁。

- (2) ヘゲモニー政党制はサルトーリーの政党制 (party system) 分類の概念である。彼によれば、ヘゲモニー政党制とは、一つのヘゲモニー政党を中心として、その周辺に許可されたセコンド・クラスの小党が存在する政党配置のことである。野党は許可された反対行動しかできず、ヘゲモニー政党への有効な挑戦は見られない。ヘゲモニー政党制の機能は、擬似政党市場を提供することで、反対派の懐柔と情報収集がなされることにあるとされている。G. サルトーリー、岡沢・川野訳『現代政党学Ⅱ』早稲田大学出版部、1980年、359～394頁。
- (3) 全斗煥大統領によれば、両党制度は朴正熙政権時代に政治の両極化や極限対立を招来したという経験から、異なる政策を掲げた「幾つかの政党」が出現することが望ましく、過去の両極化現象も中和・調整されるという。「全斗煥大統領記者会見」「東亜日報」1980年10月16日、サゲ Chol 編集部編『80年前後激動の韓国社会2』光州、1984年、669頁。
- (4) 全斗煥政権の意図通りになるよう国会議員選挙における野党の候補者擁立にまで政権の介入がなされたようである。主要な野党相互間で、党首が立候補する選挙区には「政党総裁の礼遇」を理由に、他の野党が対抗馬を立てないという「政策地区」が設けられた。「東亜日報」1981年3月3日。ソウル市江南区が民社党党首のため「政策地区」とされたのは「外交上の利点」のため政府によって設けられたという示唆がある。小此木政夫「韓国の新体制と国民の反応——第11回国会議員選挙の分析」神谷不二編著『北東アジアの均衡と動揺』慶應通信、1984年、19頁。
- (5) 韓国の政党論議では、民主化以降の政党について「カルテル政党」(cartel party) を論じる研究が散見される。カルテル政党は、ピーター・メア (P. Mair) の概念であり、メアは政党を市民社会との関係ではなく、国家 (政府) との関係から論じている。市民社会に政党は根付いている、若しくは根付かなければならないとする大衆政党論を基準とする既存の政党論を批判して、市民社会に根付くのではなく国家の資源に依存して生残ろうとする政党を論じている。市民社会から乖離しても政党は衰退したり消滅したりすることはないというのがメアの議論である。韓国に、このようなカルテル政党論が適用できるとする理由としては、1988年の国会議員選挙を前にして新進勢力の選挙参加を難しくする小選挙区制に改正され、新進勢力の政党存立を難しくする政党法が維持され、主要政党に有利な政治資金法が維持され、その後も国庫の政党補助金は増額の一途をたどり、労働組合の政治勢力化を妨げる法制度が維持されたことなどがあげられる。要するに、既存の政党が新たな政治勢力の選挙参加を困難にし、さらに国家の資源を共同で利用して存続しようとするカルテル政党の特

徴が見出されるとする。カルテル政党論は、韓国では民主化以降も政党が大衆レベルで黨員組織を整備することもなく国家資源にますます依存することで存続しようとしてきた面を照らし出す。しかしながら市民社会からの政党の乖離を強調するためであると考えられるが、地域対立を政党が市民社会に押し付けたものとし市民社会の自生的なものではないとするのは一面的な理解であると言える。確かに地域対立を政党の対立構図へと転換したのは政治指導者たちの集票戦略であったが、歴史的に形成されてきた社会的亀裂がなければ、そもそも政党レベルで強固な地域対立が持続することもなかったであろう。市民社会から乖離した政党というカルテル政党の概念をもって、地域主義的な投票とそれが韓国の政党政治にもつ意味を適切に理解できるのか疑問である。また、ここ何年かの間に、労働組合の選挙参加が許容され、比例代表制も1人2票の並立制に改められるなど選挙制度の改革もなされてきている。保守野合と批判されるカルテル政党の方向とは逆行するようにも見える、このような選挙参加の障壁を低める改革が韓国の政党政治にどのような変化をもたらすのか見極める必要もある。メアのカルテル政党については、Peter Mair, “Party Organization, Party Democracy, and the Emergence of the Cartel Party,” (with Richard S. Katz) in Peter Mair, *Party System Change: Approaches And Interpretations* (Oxford University Press, 1999), pp.93-119.韓国におけるカルテル政党の研究は、ジャン・フン「カルテル政党体制の形成と発展：民主化以後の韓国の場合」『韓国と国際政治』（慶南大学校権東問題研究所）、第19巻第4号、2003年、31～59頁。カク・ジンヨン「韓国政党体系の民主化：政党—国家間関係を中心に」『議政研究』（韓国議会発展研究会）、第7巻第1号、2001年。

- (6) 1988年の国会議員選挙法の改正交渉については、ジャン・フンの前掲論文、キム・ヨンホの前掲書に詳しい。
- (7) 国会議員の社会的背景に関する研究は、例えば、閔俊基「国会議員の充員に関する研究：15～16代国会議員を中心に」『社会科学研究』（慶熙大学校社会科学研究院）26号、2000年12月、81～117頁。パク・ホンミ、イ・ジュンハン「第17代国会議員選挙と議員交代」パク・チャンウク編『第17代国会議員総選挙分析』ソウル、プルンギル、2005年、275～303頁。
- (8) パク・ホンミ、イ・ジュンハン、前掲論文、294頁。
- (9) 使用した資料は、『17代国会議員人物辞典』ソウル、2004年、東亜日報社。
- (10) G. A. O'Donnell and Philippe C. Schmitter, *Transition from Authoritarian Rule: Tentative Conclusions about Uncertain Democracies* (Baltimore and London, Johns Hopkins University, 1986), pp. 61-64.
- (11) 東亜日報によれば、1988年の当選者では、平民党では民主化運動指導者の文東煥、女性団体の朴英淑ら13名が、民主党では民主化運動の盧武鉉のほか

李仁済も含められ2名が党に迎え入れられた在野人士とされている。「東亜日報」1988年5月3日。本稿の調査では、平民党の立候補者の内27名が経歴保持候補者であった。

(12) 拙稿「民主主体制定着期の韓国における政治と市民社会(3)」112～120頁。

(13) 詳しくは、同上、122～136頁。

(14) 同上、135～136頁。

(15) 同上、133～134頁。

(16) 金大中は1988年2月に在野人士87名を一度に平民党に入党させている。これらの在野人士たちはもともと金大中支持派であり大統領選挙の敗北で困難な状況に追い込まれた金大中を助けようと入党してきており、金大中としては国会議員選挙を前にして態勢を整え再起を図るためにも在野人士の入党という「応急輸血」が必要であった。また在野人士の大量入党によって金泳三の民主党との「進歩性」の面で違いを鮮明にできるという期待もあった。このような事実を伝え論評する「東亜日報」の社説は「平民党の陣痛—在野との接木が新たな脱皮の契機となること—」（1988年2月2日）であり、社説は金大中が欲に駆られ目が見えなくなった過去（大統領選挙のことか）を反省し、在野と連携して進歩的な政策を標榜する政党になることで野党の再編が進むことに期待を表明している。「平民党の在野迎え入れの内外 保守—進歩接合の新たな出発」『東亜日報』1988年2月2日。上記社説も含め、韓国の新聞記事データベース KINDS のホームページ、<http://www.kinds.or.kr/>より取得。

(17) 拙稿、前掲論文、159頁。

(18) 拙稿「民主主体制定着期の韓国における政治と市民社会(1)」252～265頁、参照。

(19) 政治社会はステパンの議論に依拠している。ステパンは、政治的共同体(polity)を、国家、政治社会、市民社会の三つの舞台(arena)に分けている。ちなみに本稿では国家に代えて政府を用いているが、ステパンは国家を政府以上のものとして意味づけている。しかし国家を政府以上のものとして意味させるとなると、統治機構だけではなく政治社会、さらには市民社会も含む全体としての国家に接近してしまい、政治共同体を三つに分けて、その相互作用を見ることが難しくなるのではないかと考える。本稿では、その点も意識して、政府という言葉を使って三者の相互作用を見ることにしている。ステパンの三つの舞台については、アルフレッド・C・ステパン、堀坂浩太郎訳『ポスト権威主義—ラテンアメリカ・スペインの民主化と軍部』同文館、1989年、4頁。Juan J. Linz & Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-Communist Europe* (The John Hopkins University Press, 1996), pp. 7-15. 国家の意味については、Alfred Stepan, *The State and Society: Peru in Comparative*

Perspective (Princeton University Press, 1978), pp. xi-xiii.

- (20) ステパン、前掲書、4頁。
- (21) カルドーによれば、市民社会概念には社会契約論 (*societas civilis*)、ブルジョア社会、アクティヴィスト、新自由主義、ポストモダンの五つのバージョンがある。その中でも1970年代・80年代の東欧、ラテンアメリカの民主化を背景に提起されたアクティヴィストの市民社会論をカルドーは支持している。Mary Kaldor, *Global Civil Society: An Answer to War* (Poity Press, 2003), pp. 6-12, 142-148. このようなアクティヴィストの用法では規範性は高くなるが、大衆を除外するだけでなく、何がいったい市民社会の団体なのか判別する点でも対象を狭くしており、実証的な考察には不向きである。邦語文献で民主化と市民社会論を概観しているものとしては、五十嵐誠一『フィリピン民主化と市民社会—移行・定着・発展の政治力学—』成文堂、2004年、特に37~45頁。
- (22) 例えば、政党研究者のメアは国家・政党・市民社会の三者の相互関係という枠組みの中で、19世紀後期から20世紀初期までの名望家政党である「幹部政党」に始まる政党モデルの変化について論じている。ここではメアは市民社会概念について特に説明していないが、残余的な概念として用いていることは明らかである。Peter Mair, *op. cit.*, pp. 93-119.
- (23) ステパンの市民社会の定義はアクティヴィストの考え方と同じと考えられる。そのため定着した民主体制に必要な五つのアリーナの一つとして、市民社会をあげているが、市民社会には属さないとする「普通の市民」(ordinary citizens)の役割については、権威主義体制の崩壊局面における非通常のデモや蜂起が言及されるだけである。Juan J. Linz & Alfred Stepan, *op. cit.*, pp. 7-8.
- (24) 例えば、朴正熙の維新体制期の1974年結成の民主回復国民会議では、地方支部の委員構成では政党人、政治人、在野人士、文人、弁護士、医師、学者などで労働者の参加は確認できない。また1987年5月結成され民主化運動の中心組織になった民主憲法争取国民運動本部の発起人、常任共同代表、執行委員の2802名の構成では、労働運動55名(2%)、農民運動210名(7.5%)となっている。いずれの数値も大衆的な基盤の広がりを示すとは言えず、民主化以降の労働運動と極めて対照的である。民主回復国民会議については、拙稿、前掲「朴正熙維新体制と労働統制の展開(1)」284頁。民主憲法争取国民運動本部については、ユン・サンチョル『1980年代韓国の民主化移行過程』ソウル、ソウル大学校出版部、1997年、152頁。
- (25) グレゴリー・ヘンダーソン『朝鮮の政治社会』サイマル出版会、1968年、296頁。
- (26) 儒者の一つの生き方を示すソンビについては、姜在彦『ソウル 世界の都

- 市の物語』文藝春秋社、1998年、143～147頁。
- (27) 「再編成」と「脱編成」の概念については、R. J. Dalton, S. C. Flanagan, and P. A. Beck eds., *Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment?* (Princeton University Press, 1984). この紹介も含め邦語文献としては、岩崎正洋『政党システムの理論』東海大学出版会、1999年、163～169頁。
- (28) R. J. Dalton, S. C. Flanagan, and P. A. Beck eds., *op. cit.*, p. 475.
- (29) R. J. Dalton, “Cognitive Mobilization and Partisan Dealignment in Advanced Industrial Democracies,” *The Journal of Politics*, Vol. 46, 1984, pp. 264-284.
- (30) R. J. Dalton, S. C. Flanagan, and P. A. Beck eds., *op. cit.*, p. 463.
- (31) メアについては上記の文献のほか、Richard S. Katz & Peter Mair, *How Parties Organize: Change and Adaptation in Party Organizations in Western Democracies* (Sage Publications, 1994), pp. 1-22. メアの政党論を論じている邦語文献としては、高崎明「ピーター・メアの政党研究—リチャード・カツとカルテルパーティ理論を中心に—」『早稲田政治公法研究』第75号、2004年、1～34頁。
- (32) R. J. Dalton, S. C. Flanagan, and P. A. Beck eds., *op. cit.*, pp. 457-459. ダルトンは社会亀裂モデルを論じる中で、新たな亀裂に沿って政党が再編成されるための条件として、政党の母体となる社会運動に、その組織基盤(財政力や会員数などの資源)の発展や魅力ある指導者の出現などに加え、特に短期的な再編成では新しい争点の提起を挙げている。この争点にかかわる説明で、ダルトンは「対立争点」が再編成を可能にするが、「合意争点」は一時的な政党支持の盛り上がりにとどまり例外的な選挙結果をもたらすことができるだけとしている。
- (33) オドンネル(G. O'Donnell)は「委任民主制」(delegative democracy)という概念を用いて、民主化以降の新生民主国家に現れた、代表民主制とも権威主義体制とも言えない不安定な民主制を描いている。社会経済的な危機の中で、強力な大統領が選挙を通じて現われ法規を越えた絶大な権力を振るうが、政策的な破綻をしまえば、強大な権力を可能にした非制度化(non-institutionalized)の条件がたちどころに大統領の権力を無力化させてしまうというものである。民主化以降が民主制の定着(consolidation)に向かうよりも、制度化されない不安定な民主制に向かう可能性を論じたこと、さらに大統領の権力に対抗しうる政府や政党の制度の脆弱性が、大統領の水平的な責任(accountability)を不要なものとし、ひいては大統領を全能と無能の罅に陥れるという彼の議論は刺激的である。本稿は、韓国における委任代表的な現象を政府・政党・市民社会の相互作用からその生成の過程を明らかにしようとし

たとも言えよう。Guillermo O'Donnell, "Delegative Democracy," *The Journal of Democracy*, Vol. 5, No. 1, 1994, pp. 55-69.

札幌学院法学(二三卷一号)

九九

(九九)